

議案第30号

取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状により感染の疑いがあるものとして労務に服することができなくなった、給与等の支払を受けている後期高齢者医療被保険者に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を市において行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(市が行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> | <p>(市が行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。